

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	佐賀県多久市 (代表) 佐賀県小城市

多久小城市地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 佐賀県多久市農林課
所在地 佐賀県多久市北多久町大字小侍 7 番地 1
電話番号 0952-75-4825
F A X 番号 0952-75-6113
メールアドレス nourin@city.taku.lg.jp

担当部署名 佐賀県小城市産業部農林水産課
所在地 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号 0952-37-6125
F A X 番号 0952-37-6166
メールアドレス nourinsuisan@city.ogi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、ドバト、カモ、カワウ、ヒヨドリ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	佐賀県多久市、小城市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	市町名	被害の現状		
		品 目	被害数値	
イノシシ	多久市	水稻	10,238 千円	9.33ha
		大豆	555 千円	1.28ha
		野菜	0 千円	0ha
		果樹	2,915 千円	1.01ha
	計	13,709 千円	11.62ha	
	小城市	水稻	629 千円	0.81ha
大豆		0 千円	0ha	
野菜		0 千円	0.08ha	
果樹		4,955 千円	1.31ha	
計	5,584 千円	2.20ha		
アナグマ	多久市	水稻	0 千円	0ha
		野菜	0 千円	0ha
		果樹	254 千円	0.15ha
	計	254 千円	0.15ha	
	小城市	水稻	0 千円	0ha
		野菜	1,772 千円	0.04ha
果樹		246 千円	0.06ha	
計	2,018 千円	0.1ha		
タヌキ	多久市	果樹	0 千円	0ha
	小城市	野菜	4,516 千円	0.1ha
アライグマ	多久市	果樹	61 千円	0.03ha
	小城市	水稻	0 千円	0ha
		果樹	0 千円	0ha
計	0 千円	0ha		
ニホンザル	多久市	野菜	0 千円	0ha
		果樹	0 千円	0ha
	計	0 千円	0ha	
小城市	野菜	0 千円	0ha	

カラス	多久市	野菜	0 千円	0ha
		果樹	215 千円	0.23ha
		計	215 千円	0.23ha
	小城市	麦	1,252 千円	2.65ha
		果樹	1,167 千円	0.25ha
		計	2,419 千円	2.9ha
カモ	多久市	麦	22 千円	0.05ha
	小城市	水稻	40 千円	0.04ha
		麦	13,783 千円	29.09ha
		野菜	2,383 千円	0.63ha
		養殖海苔	－千円	－ha
	計	16,206 千円	29.76ha	
ヒヨドリ	多久市	果樹	30 千円	0.01ha
		合計	45,034 千円	47.15ha

(2) 被害の傾向

ア イノシシ

イノシシによる被害は、水稻、野菜（たけのこ、里芋等）、果樹（みかん、枇杷等）の生育期から収穫期にかけての食害があげられる。

被害発生場所は中山間地域の圃場であるが、近年は、平野部にも出没し、菜園等への被害も見受けられる。

生息数は的確に把握できていないが、捕獲頭数は、年々上昇している。

イ アナグマ、タヌキ

アナグマ、タヌキによる被害は、年間を通して発生しており、野菜（家庭菜園程度）～ハウス栽培野菜・果樹等多岐にわたっている。

被害発生場所は2市内全域であり、平地での出没・被害も見受けられる。

水路付近の繁み、荒廃地等に生息している事が予想され、捕獲頭数については年々増加している。

ウ アライグマ

アライグマによる被害は、年間を通して発生しており、主に果樹、野菜に見受けられる。山間部から平地まで幅広く分布していることが予想され、捕獲頭数は年々増加しており、生息数の増加が懸念される。

また、農作物被害ばかりではなく、住居侵入や糞尿など生活環境被害も発生している。

エ カラス

カラスによる被害は、年間を通して発生しており、果樹・野菜被害が主で

あるが、その他にも麦など多岐にわたっている。

被害発生場所は、果樹栽培を行う中山間地域を中心に、市街地の野菜畑にも被害がみられる。

オ ドバト

令和3年度において、被害報告は無いが、ドバトによる被害は、市内全域において、年間を通して発生しており、麦、果樹及び大豆の食害が主である。また、農作物被害のみではなく、糞等による生活環境被害も見受けられる。

カ カモ

カモによる被害は、麦の食害が主であり、麦の新芽を中心に2市とも被害を受けている。

海上の養殖海苔においても食害が大量に発生し、単価が高い一番摘みを中心に大きな被害を受けている。

生息数は的確に把握できておらず、また、養殖海苔の食害については被害数値（被害金額、被害面積）の算出が難しいが、被害は発生しているため、何らかの対策を講じる必要がある。

キ ニホンザル

令和3年度はニホンザルの捕獲の実績はないが、被害は唐津市厳木町境の天山山麓地域の番所から岸川にかけた地区で果樹、野菜に対する被害が発生している。また、平成25年からは、10数頭の集団が岸川地区より東の天山山系で目撃される頻度が増えており、群の行動域が拡大している。

さらに、2市とも人家周辺に出没する個体もあり、近年は人を恐れなくなっており、人身被害の発生が懸念される。

ク ニホンジカ

令和3年度までは被害及び目撃情報はないが、多久小城地域に隣接する佐賀市、唐津市で出没しており、今後、多久小城地域での出没も予想される。

ケ カワウ

令和3年度において、被害報告は無いが、糞等による植生被害が見受けられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	45,034千円	31,523千円
被害面積	47.15ha	33ha
被害減少率		被害金額、被害面積とも30%以上削減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>近隣自治体の多久市及び小城市の2市で構成する多久小城市地域有害鳥獣広域駆除対策協議会が広域的に、鳥類は銃器、獣類は箱わなを用いて、猟友会と連携して鳥獣を捕獲してきた。</p> <p>捕獲された鳥獣は、捕獲従事者により埋設している。</p> <p>ニホンザルに対しては、発受信機を活用し、生息域や行動状況の把握を行っている。</p>	<p>捕獲者の高齢化のため、捕獲の担い手の育成を推進していかなければならない。</p> <p>捕獲機材(箱わな)も、引き続き整備を行い、捕獲の継続を目指していかなければならない。</p> <p>捕獲後の埋設処理は多大な労力がかかるため、代替案を講じる必要がある。</p> <p>ニホンザルは、群れで行動し、移動も広域であり、侵入防止方法も限られており、効率的な追払い、捕獲等の対策が必要となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>多久小城市地域有害鳥獣広域駆除対策協議会、及び多久市においては佐賀県農業協同組合が事業主体となる有害鳥獣の被害防止対策事業、小城市においては市単独で設けている有害鳥獣対策協議会を通して、電気柵設置者に対して、補助を行ってきた。</p> <p>また、平成21年度より国庫事業の活用によるワイヤーメッシュ柵の整備を行っている。</p> <p>ニホンザル対策 発受信機を活用し、ロケット花火等による追払いを実施している。</p>	<p>水田や中山間地等に関して、防護柵を的確に設置した圃場において、一定の効果を発揮してきたと言えるが、未設置の圃場、雑草等の管理が行き届いていない圃場では、イノシシやその他野生動物の侵入を許し、被害が出ている。</p> <p>今後は、設置者に対しても管理意識の改善を促していかなければならない。</p> <p>ニホンザルでは、花火等の利用については、一定の効果は見られるが、抜本的な被害阻止まで至っていない。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>カモ対策のチラシを作成し生産者への配布を実施した。</p>	<p>カモ以外の鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及をする必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>主な被害は、中山間地及び平地での、イノシシ及び鳥類による水稻、果樹</p>
--

への被害であり、被害においては2市全域と広範囲に渡っている。

さらに、2市でカモによる麦類等の被害が発生しており、小城市では養殖海苔食害被害も発生している。

アナグマ・タヌキ・アライグマの出没、被害報告は中山間地及び平地に関わらず報告が上がってきており、今後さらに増加する事が予想される。また、ニホンザルの対策も必要となっている。

現在はまだ出没していないが、ニホンジカの対策も今後検討していく必要がある。

これまで多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会では、2市と連携し、県鳥獣害防止対策事業を活用しながら、電気柵の設置普及、箱わなの整備を行い有害鳥獣（イノシシ）の捕獲を重点的に行ってきた。また、鳥類対策においては、一斉駆除を行うなどの対策を施してきた。

獣類に対しては、今後も引き続き電気柵の導入を行うとともに、ワイヤーメッシュ柵の推進を図り地元農業者と十分に検討・協議し、最善の対策を見出していく。

鳥類においても引き続き、一斉駆除や依頼による駆除の実施など駆除の効率化を行うとともに、被害状況のよりの確な把握に努める。

ニホンザルにおいては、駆除従事者による銃器及び箱わな等での捕獲・追払いを実施する。また、発受信機等を活用し、生息域や行動状況の把握と群の監視を行うとともに、情報の発信を定期的に行い、被害が出る前に花火やエアガン等による追い払いを行なう。

また、今後ますます狩猟者の高齢化・減少が予想されるため、補助制度を活用した狩猟免許取得を、地元農業者に推進していく。

まず第一に取り組むべきは、『地域が主体となって行う被害防止対策』の推進であり、その実現に向け、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、地元の意識改革を図っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

佐賀県農業協同組合等からの依頼を受けて、佐賀県猟友会多久支部・小城北支部・小城南支部で結成された駆除班が有害鳥獣の捕獲及び駆除に従事する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ ニホンザル ニホンジカ	鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、イノシシやアライグマ等の捕獲機材（箱わな）の導入を図り、捕獲に努める。 狩猟免許取得、取得に係る補助を推進し、狩猟者の確保、育成を進め、イノシシの捕獲に努める。アライグマについては、特定外来生物法に基づき各市

	等 鳥類	<p>で定めているアライグマ防除実施計画の取組みを行い、農業者等への研修会を開催し捕獲従事者の増加に努める。ニホンザルについては、群れの行動把握を行なう体制の整備に努め、効率的な捕獲を図る。また、ニホンジカについて現在出沒はしていないが、他市町の情報収集を行い、対策の検討を行っていく。</p> <p>カラス・ヒヨドリ・ドバト・カモの農作物被害については、一斉駆除（合同駆除：市内の全従事者で、早朝に、鳥類の一斉駆除を行うもの）を行っていく。また、カモの養殖海苔食害については猟友会と協力しながら駆除を行っていく。</p>
令和6年度	イノシシ アライグマ アナグマ タヌキ ニホンザル ニホンジカ 等 鳥類	<p>鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、イノシシやアライグマ等の捕獲機材（箱わな）の導入を図り、捕獲に努める。</p> <p>狩猟免許取得、取得に係る補助を推進し、狩猟者の確保、育成を進めていく。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物法に基づき各市で定めているアライグマ防除実施計画の取組みを行い、農業者等への研修会を開催し捕獲従事者の増加に努める。ニホンザルについては、群れの行動把握を行なう体制の整備に努め、効率的な捕獲を図る。また、ニホンジカについて現在出沒はしていないが、他市町の情報収集を行い、対策の検討を行っていく。</p> <p>カラス・ヒヨドリ・ドバト・カモの農作物被害については、一斉駆除（合同駆除：市内の全従事者で、早朝に、鳥類の一斉駆除を行うもの）を行っていく。また、カモの養殖海苔食害については猟友会と協力しながら駆除を行っていく。</p>
令和7年度	イノシシ アライグマ アナグマ タヌキ ニホンザル ニホンジカ 等	<p>鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、イノシシやアライグマ等の捕獲機材（箱わな）の導入を図り、捕獲に努める。</p> <p>狩猟免許取得、取得に係る補助を推進し、狩猟者の確保、育成を進めていく。</p> <p>アライグマについては、特定外来生物法に基づき各市で定めているアライグマ防除実施計画の取組みを行い、農業者等への研修会を開催し捕獲従事者の増加に努める。ニホンザルについては、群れの行動把握を行なう体制の整備に努め、効率的な捕獲を</p>

	鳥類	<p>図る。また、ニホンジカについて現在出没はしていないが、他市町の情報収集を行い、対策の検討を行っていく。</p> <p>カラス・ヒヨドリ・ドバト・カモの農作物被害については、一斉駆除（合同駆除：市内の全従事者で、早朝に、鳥類の一斉駆除を行うもの）を行っていく。また、カモの養殖海苔の食害については、猟友会と協力しながら駆除を行っていく。</p>
--	----	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p>
<p>ア イノシシ</p> <p>捕獲頭数は年々増加している。捕獲のみが被害防止に繋がるわけではないが、全体数の減少も優先すべき課題であるため、捕獲計画数を他の鳥獣より高く設定する。</p> <p>イ アナグマ・タヌキ</p> <p>捕獲頭数は年々増加しており、平地においても、菜園の掘り起こし、ビニールハウスへの侵入が報告されている。今後、被害の増加が予想されるため、被害の状況により捕獲計画数の見直しも行っていく。</p> <p>ウ アライグマ</p> <p>捕獲頭数は年々増加しており、平地においても、菜園の掘り起こし、ビニールハウスへの侵入が報告されている。今後、被害の増加が予想されるため、被害の状況により捕獲計画数の見直しも行っていく。</p> <p>エ カラス</p> <p>カラスの被害は平地から中山間地まで広範囲に及んでおり、また、生息数は、行動範囲が広範囲なため把握できていない。</p> <p>そのため、これまでは、果樹をはじめとし、他農作物の育成期、収穫期において、市内の捕獲従事者合同で一斉駆除を行い、捕獲・威嚇をすることで、被害軽減に努めていく。</p> <p>オ ドバト</p> <p>目撃例は、平地から中山間地まで広範囲に及んでおり、また、生息数においては未知数といえる。</p> <p>そのため、これまでは、果樹、麦、大豆をはじめとし、他農作物の育成期、収穫期において、市内の捕獲従事者合同で一斉駆除を行い、捕獲・威嚇をすることで、被害軽減に努めていく。</p>

カ カモ

カモの被害は麦や養殖海苔の食害を中心としたものであり、生息数は正確には把握できていないが、被害報告が増加しており、重点的に駆除を行っていく必要がある。

キ ニホンザル

目撃例、被害報告等は年々増えてきており、平地においても、菜園の食害や引き抜き、ビニールハウスや農業倉庫への侵入が報告されている。今後、捕獲・追払いをすることで、被害軽減に努め、被害の状況により捕獲計画数の増減も行っていく。

ク ニホンジカ

ニホンジカについて、現在出没はしていないが、他市町の情報収集を行い、捕獲計画数の検討を行っていく。

ケ カワウ

生息数においては未知数である。市内の捕獲従事者合同で一斉駆除を行い、捕獲・威嚇をすることで、被害軽減に努めていく。

対象鳥獣	市町名	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	多久市	2,000頭	2,000頭	2,000頭
	小城市	1,000頭	1,000頭	1,000頭
	計	3,000頭	3,000頭	3,000頭
アナグマ	多久市	200頭	200頭	200頭
	小城市	100頭	100頭	100頭
	計	300頭	300頭	300頭
タヌキ	小城市	50頭	50頭	50頭
アライグマ	多久市	200頭	200頭	200頭
	小城市	100頭	100頭	100頭
	計	300頭	300頭	300頭
カラス	多久市	300羽	300羽	300羽
	小城市	70羽	70羽	70羽
	計	370羽	370羽	370羽
ドバト	多久市	30羽	30羽	30羽
	小城市	30羽	30羽	30羽
	計	60羽	60羽	60羽
カモ	多久市	30羽	30羽	30羽
	小城市	200羽	200羽	200羽

	計	230 羽	230 羽	230 羽
ニホンザル	多久市	10 頭	10 頭	10 頭
	小城市	5 頭	5 頭	5 頭
	計	15 頭	15 頭	15 頭
ニホンジカ	多久市	1 頭	1 頭	1 頭
	小城市	1 頭	1 頭	1 頭
	計	2 頭	2 頭	2 頭

捕獲等の取組内容
銃器・箱わなを用いて年間を通した有害鳥獣捕獲を行う。 獣類については、従事者の出身別で旧町村単位を重点的に捕獲する。 鳥類の農作物被害については、従事者の出身別で旧町村単位を重点的に捕獲する事はもちろん、市内全域においての一斉駆除も適宜行っていく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
許可権限委譲済	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	市町名	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	多久市	電気柵 500m×20基 (10km程度)	電気柵 500m×20基 (10km程度)	電気柵 500m×20基 (10km程度)
		ワイヤメッシュ柵 延長約10km	ワイヤメッシュ柵 延長約10km	ワイヤメッシュ柵 延長約10km
		市内全域対象	市内全域対象	市内全域対象

	小城市	電気柵 500m×30基 (15km程度) ワイヤーメッシュ柵 延長約10km 市内全域対象	電気柵 500m×30基 (15km程度) ワイヤーメッシュ柵 延長約10km 市内全域対象	電気柵 500m×30基 (15km程度) ワイヤーメッシュ柵 延長約10km 市内全域対象
	計	電気柵 500m×50基 (25km程度) ワイヤーメッシュ柵 延長約20km	電気柵 500m×50基 (25km程度) ワイヤーメッシュ柵 延長約20km	電気柵 500m×50基 (25km程度) ワイヤーメッシュ柵 延長約20km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	緩衝帯の整備を行うとともに地際対策についても検討する。	緩衝帯の整備を行うとともに地際対策についても検討する。	緩衝帯の整備を行うとともに地際対策についても検討する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及活動を進めると共に、費用対効果等を考慮した上で、より効果的な防護柵や緩衝帯の整備を行っていく。 また、地域住民が主体的に被害防止に取り組んで行くための啓発活動を行っていく。
令和5年度	アライグマ	各市で定めているアライグマ防除実施計画に基づき、農業者等への研修会を開催し捕獲従事者の増加に努めると共に、猟友会と連携し駆除を行う。
令和5年度	ニホンザル	サルの捕獲については、佐賀県猟友会多久支部に委託して捕獲するが、今後は状況をみながら佐賀県猟友会小城北支部及び佐賀県猟友会小城南支部への委託も検討していく。 また、発受信装置等を活用し、位置情報取得によ

		る効率的な追い払い体制の整備と強化を図る。
令和5年度	ニホンジカ	他市町の情報収集を行い、対策の検討を行っていく。
令和5年度	カモ カラス	銃器による一斉駆除を行っていく。
令和6年度	イノシシ	地域において、地域懇談会、現地研修会等の普及活動を進めると共に、費用対効果等を考慮した上で、より効果的な防護柵や緩衝帯の整備を行っていく。 また、地域住民が主体的に被害防止に取り組んで行くための啓発活動を行っていく。
令和6年度	アライグマ	各市で定めているアライグマ防除実施計画に基づき、農業者等への研修会を開催し捕獲従事者の増加に努めると共に、猟友会と連携し駆除を行う。
令和6年度	ニホンザル	サルの捕獲については、佐賀県猟友会多久支部に委託して捕獲するが、今後は状況をみながら佐賀県猟友会小城北支部及び佐賀県猟友会小城南支部への委託も検討していく。 また、発受信装置等を活用し、位置情報取得による効率的な追い払い体制の整備と強化を図る。
令和6年度	ニホンジカ	他市町の情報収集を行い、対策の検討を行っていく。
令和6年度	カモ カラス	銃器による一斉駆除を行っていく。
令和7年度	イノシシ	過去2年間の活動で出てきた課題を再度検討し、より効果的な取り組みを行う。 また、今後の方針を再度構築していく。
令和7年度	アライグマ	過去2年間の活動で出てきた課題を再度検討し、より効果的な取り組みを行う。 また、今後の方針を再度構築していく。
令和7年度	ニホンザル	過去2年間の活動で出てきた課題を再度検討し、より効果的な取り組みを行う。 また、今後の方針を再度構築していく。
令和7年度	ニホンジカ	他市町の情報収集を行い、対策の検討を行っていく。
令和7年度	カモ カラス	過去2年間の活動で出てきた課題を再度検討し、より効果的な取り組みを行う。 また、今後の方針を再度構築していく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

(多久市)

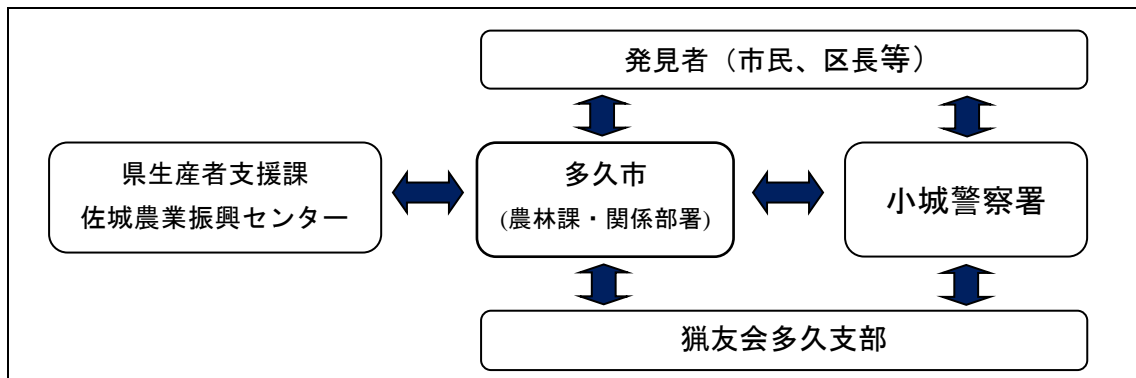
関係機関等の名称	役割
佐賀県生産者支援課 佐城農業振興センター	情報収集、指導助言
小城警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起および安全確保、捕獲対応
多久市	被害状況の確認と住民への注意喚起および安全確保、捕獲支援
佐賀県猟友会多久支部	対象鳥獣の捕獲対応、意見提言
佐賀県農業協同組合	被害状況把握

(小城市)

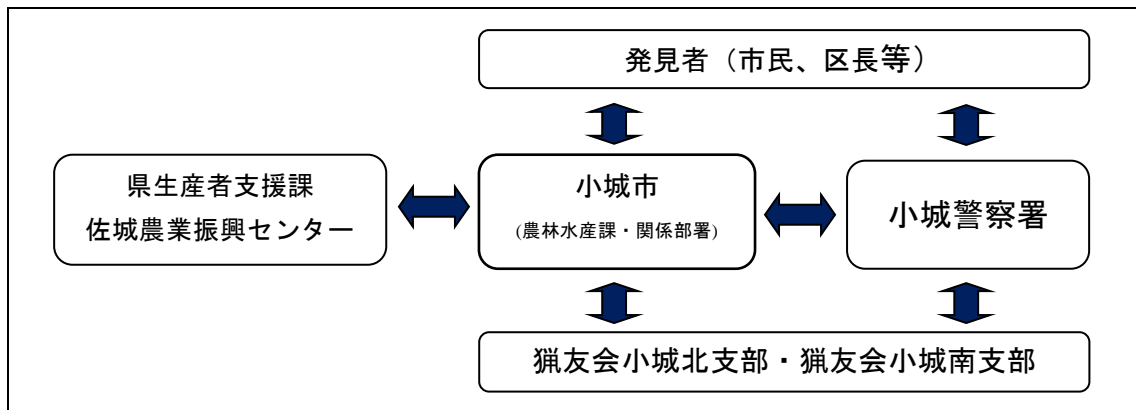
関係機関等の名称	役割
佐賀県生産者支援課 佐城農業振興センター	情報収集、指導助言
小城警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起および安全確保、捕獲対応
小城市	被害状況の確認と住民への注意喚起および安全確保、捕獲支援
佐賀県猟友会小城北支部	対象鳥獣の捕獲対応、意見提言
佐賀県猟友会小城南支部	対象鳥獣の捕獲対応、意見提言

(2) 緊急時の連絡体制

(多久市)



(小城市)



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、食肉として活用するか捕獲後すみやかに埋設処理を行う。
なお、埋設処理以外の方法に関しては、検討していく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
多久市	農業者への情報提供、普及・啓発活動 技術的な助言 補助事業の推進、調整
小城市	農業者への情報提供、普及・啓発活動 技術的な助言 補助事業の推進、調整
佐賀県農業協同組合	農業者への情報提供、普及・啓発活動 技術的な指導
佐賀県猟友会多久支部	有害鳥獣駆除、情報提供、技術的な助言
佐賀県猟友会小城北支部 佐賀県猟友会小城南支部	有害鳥獣駆除、情報提供、技術的な助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	多久市、小城市との連携による農林作物被害等の被害防止のための有害鳥獣駆除
佐賀県佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター	補助事業に関する支援、情報提供、技術的な助言
佐賀県生産者支援課	補助事業に関する支援、情報提供、技術的な助言
佐賀県農業技術防除センター	情報提供、技術的な助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

多久市 実施隊員は、農林課職員から選出し構成する。 平成24年1月6日設置。
小城市 実施隊員は、農林水産課職員から選出し構成する。 平成24年3月30日設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県の鳥獣被害対策指導員養成研修を受講した市及び農協担当職員を中心として、鳥獣被害対策チームを組織し、被害発生集落に対して、集落座談会等を利用した被害防止対策の啓発や、防護柵の設置状況の確認・指導を行い、『地域が主体となって行う被害防止対策』の取組を推進する。

広範囲の被害対策（被害防護柵の設置等）を講じる時、集落、地域住民のみでの設置が困難な場合については、市職員の応援を要請する。

佐賀県鳥獣保護管理事業計画に基づく有害鳥獣捕獲を行う捕獲班の設置を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関しては、多久小城地域有害鳥獣広域駆除対策協議会と連携し、共同で講演会、情報交換会、現地研修会の開催を予定していく。